

## 第 32 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 23 年 12 月 9 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

### 5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第 32 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回も前回に引き続きまして、労働力調査及び就業構造基本調査の変更について審議をいたします。二つの調査につきまして、いつもどおり同時に審議を行ってまいりますので、皆様の効率的な審議への御協力について、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の配付資料につきまして、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、お手元の議事次第を御覧ください。

「4 配布資料」に記載してありますとおり、本日の配布資料は、

資料 1 第 31 回人口・社会統計部会結果概要

資料 2 第 31 回人口・社会統計部会において出された意見等に対する回答

資料 3 第 51 回統計委員会において出された意見等に対する回答

資料 4 政府統計における「従業上の地位」の扱いについて

資料 5 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備についてでございます。

もし不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

ちなみに、前回と同様、資料 1 の前回部会の結果概要につきましては、既に皆様方にメールにてお送りいたしまして、御確認いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

きます。

これ以外の資料といたしまして、今回は前回に引き続きまして、個別論点の審議をお願いするということをごさいますして、その関係の資料といたしまして、第1回の部会資料であります資料5-1の審査メモ、資料5-2の審査メモで示された論点に対する回答、過去の答申で示された課題に対する対応状況に関しまして、資料5-3から5-6まで。

それから、前回第2回目の部会資料3「結果表案への意見等に対する回答」を用いる予定でございます。

これらにつきましても、お手元にない場合はお知らせいただければと存じます。

以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず、前回部会で宿題とされた事項及び11月18日に開催されました統計委員会で樋口委員長から御指摘のあった事項について整理を行った後、前回審議できなかった個別論点について、引き続き審議を行いたいと思います。

次に、今回の労調と就調の諮問を行った10月の統計委員会において、樋口委員長から、雇用関係については、厚生労働省などの調査との調整を図りつつ審議をしてほしいといった旨の御発言がありましたので、これを踏まえまして、ほかの統計との関係についても審議を行いたいと思います。

具体的には、政府統計における「従業上の地位」の扱いについて、もう一つは、非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備についてでございます。総務省と厚生労働省の担当の方から、後ほど説明をしていただく予定でございます。

なお、労調、就調の変更に関する本部会も、今回で3回目となりました。次回の4回目の部会において、答申案のとりまとめを行う予定でございます。個別論点の審議を含め、予定されている論点につきましては、本日の部会で全ての審議を終えたいと思っております。

したがいまして、場合によりましては、予定されました時間を少し超過する場合もあるかとも思われます。御予定がある場合には御退席いただいても結構ですが、あらかじめこのことについて御了承をお願いいたします。

それでは、まず、前回の部会で宿題とされた事項の整理を行いたいと思います。3点あったかと思えます。

まず、宿題の一つ目です。東日本大震災の影響に関する調査事項について、全員記入をより一層明確化するということをごさいますして。

誤解されて、東北3県の方だけがお答えいただくことになると問題があるということで、それが宿題になっていたかと思えます。これは就調の調査票の裏面、右下「F 東日本大震災の仕事への影響」のところですか。そこを御覧いただければと思います。

では、総務省統計局から回答をお願いいたします。

○栗原室長 では、本日もよろしくお願ひいたします。

資料2になりますので、よろしくお願ひします。

まず、1点目、震災の影響のところの御質問で前回御指摘を受けた、全員が記入する事項であることをより明確に示すための工夫ということでございます。

これにつきましては、1ページのところで御覧いただけますとおり、前回までお示ししていたものよりもタイトルのところで「全員が記入してください」という部分をもう一回り大きくしたもので工夫してみたというところでございます。

なかなかスペースの関係もあって、余り書き込める余地はそれほどないのですけれども、ここの全員記入のところを拡大したという対応でいかがかなということでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見や御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。この「全員が記入してください」という文字を大きくしたということですが、御意見、御質問はございますか。これでよろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして、特に御意見はないようですので、御了承を頂いたものといたします。

では、宿題の二つ目に移りたいと思います。

就調の調査票の表面、右側「B3 どのような種類の仕事につきたいのですか」というところを御覧いただけますでしょうか。この調査事項について、設問文の書きぶりや選択肢の順番について、再度整理するというところをお願いいたしておりました。

では、統計局から回答をお願いします。

○栗原室長 1枚めくっていただいて「B3 どのような種類の仕事につきたいのですか」というところです。

ここの御指摘の御趣旨としては、あくまでも職種に関する質問であることが分かるようにということでございましたので、まず設問文の方で「どのような種類の仕事」の後に「(職種)」を追加してはどうかと考えております。

それから、選択肢の並びについても色々御指摘があったところでございますけれども、ページの上では3案ほど書いてございます。

案①は、現行案、当初案でございます。

「○」、「×」で良い点、悪い点ということについて簡単にコメントを付けてございます。良い点としては、農林漁業を一番初めに入れた場合、現業的な職業から事務的な職業へといった配列にある程度適合する形になってくるのかなど。

一方で悪い点としては、時系列的に何らかの影響が出る可能性があるということでございます。

案②は、当該「農林漁業職」を最初ではなく、後ろから3番目の「その他」の前に入れるという案でございます。

この場合には、一応考え方としては「その他」を切り出して農林漁業を立てたという形

になりますので、時系列的な影響という意味では最も少ないのかなと思っております。

ただ、「×」ということでは、案①で申し上げたような現業的な職業から事務的な職業という流れが少し崩れてしまうということがございます。

案③は、回答の多い順にという御指摘もありましたので、それで並べてみたものでございます。

そうしますと、回答率、構成比も合わせてそこにお示ししているような形になりますが、最初の案からは大分順番が変わってしまうということがございます。

多い順ということなので、回答のしやすさという面はあるのかもしれませんが、順番が大きく変わるによる時系列的な影響でありますとか、この順序自体、調査年によって変わってくる可能性があるという問題もあることと、ほかの質問では、必ずしも回答の多い順に配列しているわけではないということで、「×」が多くなるのかなというところでございます。

3案並べさせていただいておりますけれども、我々としては、現行案がもし適当でないというのであれば、案②辺りが本当のところなのかなとは思っているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、今の御説明につきまして、御意見、御質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 廣松委員を差し置いて発言するのは気が引けるのですが、私もこれについて先日質問をさせていただいたので、口火を切らせていただきたいと思います。

複数対案をお出しくださって、ありがとうございました。あと、メリット、デメリットもまとめてくださったので、非常に検討しやすく、分かりやすく、よい資料をありがとうございました。

現行案でという事務局からの御意見はあったのですが、私としては、時系列的な影響が最も少ないというところを重視した案②がよろしいように思いました。

以上です。

○津谷部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私も時系列的な影響が最も少ない案②がよろしいのではないかと思います。

○津谷部会長 廣松委員、いかがでしょうか。

○廣松委員 私は、こうやって並べていただいたものを改めて見ると、現行案でもそんなに問題はないかなという気もいたします。

ただ、少し私が気になったのは、例えば案①の現行案でいくと、「職」というのが一番後ろに来ているというか、例えば「製造・生産工程職」ですが、そこから後の「サービス職業」とか「専門的・技術的職業」とか、ただ、事務は「事務職」という形になっていて、この言葉づかいは、今までこういう形で使ってきたのだと思いますので、そこを変えると

また問題が起こるかとも思いますが、そこを統一した方がよいのではないか。職業分類の言葉と対応関係がどうなっているか、そこも少し気にはなりました。

案のことに關しては、私は案①、案②のどちらかでもよいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、水野谷専門委員に御意見をお伺いする前に、先ほどの「職」と「職業」というものが両方あるのだけれども、これは職業分類に準じた呼称であるのかということについて、もし御存じでしたら回答をお願いいたします。

○栗原室長 答えいたします。

基本的には職業分類の方に準じた形で選択肢を立ててございます。ただ、職業分類ですと、例えば「管理的職業従事者」という形になっていくのですけれども、そこを縮めて「管理的職業」とか、そのように少しアレンジしている部分はありますが、基本的には職業分類に合わせて立てさせていただいております。

○津谷部会長 以上のようなお答えですが、よろしいでしょうか。

○廣松委員 分かりました。

○津谷部会長 では、水野谷専門委員、御意見ございますでしょうか。

○水野谷専門委員 私も案①と案②のどちらがよいかと言われると、どちらでもよいのではないかと思います。時系列的に影響が少ないということでの判断であれば、②でもよいのかなというぐらいの意見でございます。

○津谷部会長 まとめますと、お二人の委員が②の方がよいのではないか。他のお二人が①と②のどちらでもよいということですので、これは②とさせていただいてよろしいでしょうか。皆様の統一見解であるように思います。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 では、それで御了承を頂いたものとさせていただきます。ありがとうございます。

次、最後の三つ目の宿題でございます。

前回の部会において、廣松委員から、労調の特定調査票案と就調の調査票案のうち、類似する内容の調査事項について、選択肢の順番がそろっていないところが見られるという御指摘がございました。これを検討していただくということをお願いしております。

具体的には、一つ目は、労調の特定調査票の「C 2 仕事をしたいと思っていながら 現在仕事を探していないのは どうしてですか」という設問がございました。

それと就調の調査票の「B 6 仕事を探したり開業の準備をしていないはどうしてですか」。これが類似する二つの設問かと思えます。

二つ目は、労調の特定調査票の「D 2 前にしていた仕事は 勤めていたのですか 自分で事業を営んでいたのですか」という設問と、就調の調査票の「C 4 前の仕事の勤めか自営かの別・勤め先における呼称」と呼ばれるものでございます。

三つ目は、労調の特定調査票の「D 6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか」

というものと、就調の調査票の「C3 どうして前の仕事をやめたのですか」という二つの調査から得られる三つの類似する設問について、御指摘があったように思います。これにつきまして、統計局から回答をお願いいたします。

○栗原室長 お答えいたします。

3点ほどあるわけですが、御指摘を踏まえまして、私どもの方でも両調査の比較、検討ということで時間をかけてしてみたところでございます。

その結果のまず1番目でございますが、両調査を見ていただいて、対応関係を矢印で書いてございます。

まず、両調査の違いという意味では、労働力調査の方は適当な仕事がありそうにないというところはかなり詳しく分割されておりまして、景気との関連とか、そういう細かい項目も立ってございます。これはそもそも労働力調査は毎月の経常調査として、景気動向とかの関係を詳しく把握するために細かくなっているということがございます。

労働力調査の方では、そもそも「C2」が非労働力人口の方への質問でございますので、就調にあるような「高齢のため」とか「通学のため」等は独立した選択肢とはなっていないということでございます。

項目の配列でございますけれども、一致していない部分がございますので、これは労働力調査の方に合わせるように就業構造基本調査の方を見直して、例えば「病気・けがのため」と「出産・育児のため」では、就調と就調では逆になっているのですが、労働力の方に合わせて出産と育児あるいは介護の関係を前に持ってきて、病気の関係は後ろに持っている。それから、高齢、通学といった非労働関係の主な項目については、できるだけ後ろの方に持っていくといったような整理でどうかなと考えております。

2点目、「D2」の前にしていた仕事と、「C4」の前にしていた仕事のそれぞれの呼称の関係でございます。

これにつきましては、ここでの結論としましては、労働力調査の方の「その他」のところを「契約社員・嘱託」と「その他」に分割してはどうかと考えております。これは労働力調査の「D2」の「その他」の項目のところの回答者数で見ますと、大体これが数十万人ほどございますので、分割しても一応見ることはできるのかなと。ただ、契約社員と嘱託を更に分割するところまでは難しいので、そこは一つにくくっておりますけれども、2項目に分割することは可能かなと思っております。

ここで挙げた以外の項目で、労働力調査の特定調査票の「B4 探している仕事の形態」や「C3 希望している仕事の形態」でも、同じように雇用形態のところを「その他」という形でくくられておるのですけれども、ただ、ここはやはり回答の方を見ますと、それぞれ10万人前後ということで、かなり少なくなっております。これは実態ではなくて、あくまでも希望とかを聞く質問ということもあって、数は少なくなっているということがありますので、そちらの方は、分割等はしないということで対応したいと考えております。

3点目は、前にしていた仕事を辞めた理由の比較でございます。

まず、就調の方は、大分全体的に項目が細かくなっているということはあるのですけれども、並びという点では、やはり労調の方と合っていないところがございますので、よろしければ、この際、御指摘もあったので、順番を整理してはどうかと考えております。

具体的には、会社倒産と人員整理の関係が逆になっていましたので、労調に合わせて、会社倒産を前に出すとか、雇用契約満了とか、定年の関係もできるだけ前の方に持ってきて、一方で、収入条件と労働条件が悪かったというものの順番を入れ替えるといったような形で、ここはこの際、並べ替えを行ってはどうかというところがございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見、御質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 これは私が前回の部会でお願いしたものです。

まず、こういう形でまとめていただきまして、大変見通しがよくなったと思います。それを感謝したいと思いますし、もちろん、労働力調査の特に特定調査票の分と就調とは目的が違いますし、更におそらく両方の標本抽出のときに重複是正はされているはずだと思いますので、一人の調査対象者の人がこのように調査票を横に並べて比較することは多分あり得ないだろうと思います。

その意味で、あえて両者を比較して、調整をするということはどこまで必要かということはあるかとは思いますが、一応、今回見直していただいて、修正案としてお示しいただいたものは極めて妥当ではないかと思えます。その意味で、可能であれば、この修正案の形でやっていただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 私も順番を入れ替えていただいて、とても分かりやすく、よい方向の変更なのではないかなと思ひまして、それについては賛成です。

ただ、就調の方ですが「介護・看護のため」という項目のところ、当初案では「家族の」という言葉が入っていたようなのですが、今回の改正案では「家族の」という言葉が抜かれています。労調と合わせるために「家族の」という文言を除いたと思うのですが、そういう言葉が残っていた方がより明確で、分かりやすいように思うのですが、いかがでしょうか。

○津谷部会長 原専門委員からも御質問も含めまして、今回の修正案に御意見、御質問はございませんでしょうか。

白波瀬委員、いかがでしょうか。

○白波瀬委員 この質問項目というのは、何年前からあるものですか。時系列的なことを考えて、この質問が何回ぐらい質問されているのでしょうか。

○津谷部会長 就調で「家族の介護・看護のため」という、今まで「家族の」というのがずっと入っていたのかどうかということですのでけれども、お分かりになりますでしょうか。

○栗原室長 平成14年調査でも「家族の介護・看護のため」とはなってございます。

○津谷部会長 前回の調査では「家族の」が入っていたということです。ただ、労調では入っていないので、これを削除して、できる限り選択肢を合わせたということでございますが。

○白波瀬委員 これは「家族の」を入れるのと入れないのとでは微妙な差があって、その差がどれくらい大きいかというのは、私もすぐには分かりません。しかしながら、長期的には入れない方がよいのではないかと考えます。

○津谷部会長 これにつきまして、水野谷専門委員、御意見ございますでしょうか。

○水野谷専門委員 私も今、原専門委員から言われて初めてそうだなと思ったのですけれども、「家族の」という文言を取った理由があれば聞かせてもらいたいということと、おそらく家族に限定しない介護とか看護までを知りたいということとで取ったか、あるいは労調がずっとそういうふうにしてきたのかなとか、そこら辺がもし分かったら教えていただきたい。

それと、私も白波瀬委員と同じで、取った方がよいのではないかなと。まだ固まった意見ではありませんが、そう思っています。

○津谷部会長 統計局、いかがでございますか。

○栗原室長 基本的には、平仄が取れていないものをよく検討せよという御指摘だったので「家族の」という文言は、そういう意味で削ったということでございます。

ただ、実態的に介護・看護といった場合には、家族の場合がほとんどなのかなと思いますので、そんなに結果に影響はないのかなということも踏まえつつ、直したというところではございます。

○津谷部会長 廣松委員、いかがでございますか。

○廣松委員 確かに少し迷うところですが、先ほどの就きたい仕事のところでも指摘がありました。順番を変えるとその影響も出てくるかもしれないという状況の下で、考え方として、その効果と「家族の」を削ると効果が確かに不明になってしまうわけですが、もし修正をするとするならば、私も「家族の」というのは削っておいた方が今後はよいのではないかという気がします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

まず、並び替えについては、御提示のあった案で選択肢を並び替えていただくということで御了承を頂いたとしてよろしいでしょうか。

そして、この「介護・看護のため」の「家族の」は、おそらくほとんどが家族の場合であろうと推察されます。職業であれば、また別のことになってしまいますが、おそらくここは「家族の」という言葉を取っても差し支えがないのではないかと、この方がすっきりするのではないかとということです。そして、これから使っていくためにも、この際並べ替え

をいたしますので、これを取らせていただくということにさせていただきますようお願いいたします。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 それでは、御提示のありました案どおりに了承したとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

次に、11月の統計委員会におきまして、第1回部会の審議状況を私が報告いたしました際に、樋口委員長から御指摘のあった事項につきまして、御審議をお願いいたします。資料5-1の審査メモの9ページでございます。

また、労調の調査票 新旧対照表の3ページを御覧ください。

その「A4 どうして今の雇用形態についているのですか」という設問の中の一つに「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という選択肢がございます。これにつきまして、第1回の本部会におきましては適当といたしましたが、委員長から調査票全体のバランスから見て「育児」と「介護」が一つの選択肢とされているのだが、二つに分けるのは難しいのだろうか、これについて検討をしてほしいといった御指摘がございました。

これにつきまして、統計局から御回答をお願いいたします。

○栗原室長 資料3になりますので、よろしくお願いいたします。

第1回の部会で御説明したところと重複する部分があるかもしれませんが、もう一回整理いたしましたので、説明させていただきます。

「非正規雇用に就いた理由」の質問は、近年の非正規雇用の拡大の分析に資するために新たに調査する事項でございまして、その選択肢につきましては「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の指摘事項を踏まえまして、いわゆる「不本意型」の非正規が把握できるようになるということに加えまして、近年、重要性が高まっているワーク・ライフ・バランス関連の把握のために、育児・介護等との両立といった選択肢も立てているところでございます。

この二つがメインであるのですけれども、その他の選択肢につきましては、他の先行調査がございまして、厚生労働省が実施した「就業形態の多様化に関する総合実態調査」というもので、その下に参考ということで、結果と合わせて回答率を計算してございますが、この結果も踏まえまして、調査票へのスペースも勘案しつつ、回答率の高い上位の項目を基本的には選定しているということでございます。

こういったことで選択肢を立てておりまして、多様な観点から非正規雇用の実態を捉える形にはなっているかと思いますが、ここで「家事・育児・介護等と両立しやすいから」を育児関連と介護関連に更に分けられないかということでございますが、これ以上スペース的には項目を増やすのはまず難しいということがございます。

それから、先行調査では、家事・育児・介護等は他の活動（趣味・学習等）と合わせた形で1本の選択肢になっておりまして、そこで資料に掲載しているものの上から四つ目の下線を付けたものですが、これは複数回答三つまでの回答で24.5パーセントとなっております。

いますので、この回答率の程度からいっても、更に育児と介護に分割しても、安定的な結果が得られない可能性があるのかなということの一つあるかと思います。

この選択肢で将来も含めてこれですといくというわけではございませんので、今回これで実施してみて、その推移を見た上で、また必要があれば見直すということが一つ考えられるのかなと私どもでは考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見がおありの方、いらっしゃいますでしょうか。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 御説明はよく分かるのですけれども、次というか、将来的なことを考えると、非正規に就いた理由というのが子育てか介護かということを明確にする意味は大いにあります。ここでの回答結果を受けて具体的な対策を考える、ということも委員長は多分お考えだと思います。全体的には、一応ライフステージを前の方と後ろの方で区別をするということで、理由としても出産・育児と介護・看護の二つは、全体としては分けるという方向なので、もし大変難しいということであれば、この二つを区別することを検討しても良いのではないかという感じもしました。将来的に変更をするという可能性を既に意識されているということであれば、今、変えてしまっても良いかなという気はしました。

以上です。

○津谷部会長 ただ、これを見ていただきますと「A4」には余分なスペースが全くないので。これ以上間隔を詰めますと、現在縦書きになっている設問ですが、おそらく読みづらくなると思います。

ですので、おそらくスペースがあれば、二つに分割することも統計局の方でやぶさかではないのではないかと推測するのですが、今の段階ではもう一つ縦書きの選択肢を設けるということは、文字の大きさも相当小さくなっていますので、非常に難しいように思います。

ですので、これをもし二つに分割するとすれば、他の選択肢のどれかを削って、どこかと統合するといったことしかないように思います。そうでないと、回答者自身が判読することが非常に難しくなるように思います。間違えて選択されたりしますと、またそれはそれで問題です。まだこれは最初の表のところの設問ですが、裏にも設問がありますので、費用対効果を考えますと、現在の設問は最善の案ではないかもしれませんが、これでいかがでございましょうか。水野谷専門委員、御意見か何かございますか。

○水野谷専門委員 わき道かもしれませんが、複数回答可でパーセント表示がされているのですけれども、今、介護を分けるか、分けられないかということでいくと、性別で大分違う気がするのです。ですので、もし分けた場合、女性だけで見ると結構ここが多かったりするのかもしれないと思いました。

○津谷部会長 ということは、ほかの選択肢を別の選択肢と一緒にしてでも、これを更に分割した方が望ましい。それとも、これでよいのではないかということですか。

○水野谷専門委員 そういうことも考えられるということで、でも、スペースの問題からいくと厳しいというのは重々分かっているので、今後の何か検討課題ということとして受け取っていただければと思います。

○津谷部会長 今回調査をして、その回答がどれぐらいの割合で出てくるのか。そして、更に回答者全体だけではなく、水野谷専門委員の御指摘のとおり、性別で見たときに、男性は余りなくても、女性で非常に高かったりする。もしそういうことであれば、今後回答の少ない部分を一緒にしてでも分割をするという可能性があるとして明記をしまして、今回は先ほどの御説明どおりにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 それでは、それで今後変更の可能性、余地があるという含みを残しまして、今回はやはり御提案どおりの形にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、前回の積み残し分の個別審議に入らせていただきたいと思います。

前回の部会では、審査メモ 20 ページの「2 調査方法の変更」の「(2) コールセンターの設置」まで審議が終わっていたのではないかと思います。

本日は、その次の「3 集計事項の変更」から審議をさせていただきたいと思います。審査メモの 20 ページでございます。

これまで審議を行ってまいりましたとおり、今回、労調と就調では、調査事項の追加・充実、削除などの変更が行われております。これに伴いまして、集計表も変更されることになると思います。

それでは、資料 5-1 の審査メモに沿いまして「3 集計事項の変更」について、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの 20 ページを御覧いただければと思います。

下段の「3 集計事項の変更」でございます。

労働力調査につきましては、これまで御審議いただいた調査事項の追加・充実といったことを踏まえまして、非正規雇用の実態把握に関する集計、あるいは年ベースの総実労働時間の推計に資する集計等を充実するという計画であります。

また、就業構造基本調査につきましても、同様に調査内容の変更に伴いまして、いわゆる非正規就業の実態把握に資する集計、少子高齢化における雇用関係の把握に資する集計、ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計といったようなことで、これらの集計を充実させるとともに、また、これまでの地域区別の集計、すなわち全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万人以上の市、これまでこういった区分で集計をしてきたわけですが、これに更に新たな区分ということで、県内ブロック別の集計というものも行うという計画であります。

先ほども少し御審議がございましたけれども、東日本大震災と雇用との関係の把握ということに資する集計というものも計画されているところであります。

このように調査事項の充実に伴って、集計の充実を図るということは、政策課題を検討すること等のための有用な情報の追加ということになりますので、基本的にはおおむね適当と判断しているところでございます。ただ、これは確認的な意味もございしますが、具体的にそれによってどのような情報が提供されるのか。また、どのような分析が可能になるのか。更に表章区分については適当か否かといったようなことについて確認しておく必要があると考えているところでございます。

こうしたことから、統計局の方に対しましては、20 ページの一番下の論点のところでは幾つか書いてありますような点、まず、①は、今回の調査事項の変更に伴って、追加・変更のある結果表を御提示いただきたいとお願いしているところでございます。

また、21 ページの②に書いてありますとおり、今、御説明した、いわゆる新たな地域区分、県内ブロック別の集計ということにつきまして、この県内ブロックの設定の考え方とか、あるいは県内ブロック別集計による結果表の様式に関しまして、統計局に説明を求めているところでございます。

さらに、こうしたこととの関連といたしまして、先ほども御説明いたしました、本調査は人口 30 万人以上の市というもののほか、集計区分として県庁所在地という別もございまして、県庁所在地といたしましても、小さな県の場合は、人口が 10 万人台というところもあろうかと思えます。こうした小地域別の集計といった場合に、その推計に用いる基準人口、基本的にこの基準人口をベンチマークとして推計しておりますので、そういったものが適切に作成できているかどうかといったところも、統計局に説明を求めているところであります。

この関係の説明は、以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

集計事項につきましては、今、御説明がありましたように、統計審査官室から三つほど問題提起がなされております。

また、前回部会の資料 3 「結果表案への意見等に対する回答」を御覧いただければと思います。

白波瀬委員、水野谷専門委員から、今回の調査事項の変更によって新たに作成される結果表案に対する御意見をお寄せいただいております。また、水野谷専門委員からは、労働力調査の結果利用に関する質問も寄せられております。

これらについて、統計局からまとめて御説明をお願いいたします。

○栗原室長 では、順番にお答えいたします。

まず、審査メモで示された論点に対する回答という資料 5-2 の 9 ページからが集計事項の関係になってございます。

10 ページ、今回の調査事項の変更を踏まえて、各調査でどういった集計対応をするかと

いうことをごさいますして、そこに箇条書き的に書いてあるとおりでございませうけれども、具体的に集計のイメージにつきましては、別添ということにそれぞれお示ししておるところにございませうして、これについては先生方から御意見を頂いているところにごさいますので、個々の細かい説明は省略させていただきます。今回新しく追加したり、充実したりした項目については、可能な限り活用して、集計するという形にございませうします。

頂いた御意見には、この後、回答いたします。

今のが①の關係にございませうします。

②の論点で、県内ブロックはどのような考え方によって設計するののかということにございませうします。県内ブロックにつきましては、地域別集計におけます都道府県内のより詳細な結果を得るために、都道府県内の生活圏を中心とした幾つかのブロックに区分して集計を行おうということにございませうして、私どもは全国消費実態調査と他の調査でもそういった取組みがなされているところにごさいます。

基本的には、各県での利用の促進のためという目的にございませうするので、その設定の仕方につきましては、各県の意向に沿ってこれから決めていくということにございませうします。

③の論点で、地域ブロックの結果表につきましてはの精度に関する御質問にございませうしますが、まず、就業構造基本調査の結果の推定の方は、線型推定及び比推定の方法を取ってございませうします。推定に際しましては、各地域別に比推定の区分にございませう男女・年齢階級・世帯の種類別のベンチマーク人口が必要になるところにごさいます。

都道府県内ブロック別の集計におきましても、このブロック別ベンチマーク人口の作成が必要になりまして、原則としましては、上記のような区分で市町村別に調査時点の人口を足し上げて作成することになります。しかしながら、全ての市町村におきまして、月次の推計人口を作成しているわけにはございませうないので、それらの市町村の人口をどのようにつくるかという課題が一つあるわけですが、これにつきましては、前回及び前々回の2時点の国勢調査結果の増減率などを使いまして、調査時点の人口を推計するなどの方法で算出することを考えてございませうします。

結果精度という点につきましては、就調の場合、県別に加えて、県庁所在地別の結果もこれまで出してきておりまして、標本誤差率でいきますと都道府県別結果精度と県庁所在地別結果精度の間ぐらいの水準は確保できる見込みなのではないかということにございませうします。

以上が論点の概況にございませうします。

各先生方から頂いております結果表に関する意見の回答ということに、資料3にございませうします。

まず、白波瀬委員から、別添の労働力調査の第1表について頂いた御質問にございませうします。

短時間就業（週35時間未満）の理由と「現職の雇用形態理由」のクロスがありますけれども、その意味について確認ですということに、短時間就業者と勤め先呼称による非正規の職員・従業員の間でずれがあることは分かるけれども、両変数の混乱を防ぐ意味でも「短

時間就業理由」とのクロスは省略してもよいのではないかと思われたということです。両者は少なからず重なっていることを考えると、少し混乱するかもしれません。

「A 1」と「従業上の地位」や勤め先における呼称とクロスすることの方がクロス表としては意味があるのではないかという御意見を頂いたところでございます。

これの回答でございます。

まさに御指摘の点は十分あるかと思われまます。その上でなのですけれども、非正規雇用の方が、短時間の就業をしている方はもちろん多いと思うのですが、必ずしも短時間就業者だけとは限らなくて、例えばまさに不本意型のような人が正社員になれないで、ほかの形態で就いているような場合には、長時間働いているような方ももちろんいるかと思いますので、そういった方のことも踏まえて、短時間就業とのクロスを見られるようにしておく。例えば景気等の関係で、普段フルタイムに近いような働き方をしているのですけれども、時短を余儀なくされたとか、そういったことが両者のクロスをしておくことで見ることはできるということがありますので、一定の意味は、そういう意味ではあるのではないかと考えております。

「A 1」と従業の地位や呼称とのクロスということでございますが、今回お示しした表が新規表ということになっていきますので、既につくっている表の中、公表している表の中で取り入れている部分があるということが一つございまして、「A 1」につきましても、その一部と従業上の地位とか呼称とのクロスですとか、あるいは「A 1」の全体と非正規の職員・従業員とのクロスということで、これにつきましても、既に公表している部分はあるということでございます。

次は、やはり白波瀬委員の労調の第4表に関する質問でございます。

今度は「C 2」と「C 5」の両方とも意識変数でありますので、両者のクロスの読み方が少々問題ということで、もし「C 2」の方に関連する結果表を出すとしたら、年齢階級別なり、男女別なり、配偶関係別なり、そういった基本属性とのクロスの方が有益ではないかといった御意見でございます。

これにつきましては、「C 2」と年齢階層なり、男女、世帯主といった基本属性とのクロスにつきましては、別途既に公表してございます。

「C 2」と「C 5」のクロスにつきましても、従前から公表しているところでございまして、ここでは仕事にすぐ就けるかどうかというのは、完全失業者となる要件の一つでございますので、単に仕事を探しているだけではなくて、すぐ就けるということがそういう意味では重要な意味を持っている部分はございますので、非求職理由につきましても、仕事にすぐ就けるのに探していないのか、すぐには就けないから探していないのかということで、切迫度の違いを見るということも一定の意味があるのではないかと考えているところでございます。

次も白波瀬委員から、就調の第3表に関する質問でございます。

「A 5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間」について、労働力調査と

重なってしまうので、この点を考慮すべきか分かりませんが、この手の変数ですと、やはり従業上の地位、呼称とのクロスが欲しいように感じるということでございます。

この勤め先の呼称と時間関係のクロスについては、対応する予定でございます。

それから、就調第4表について、やはり白波瀬委員からの御質問です。

「A1の3 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」「A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか」の関連表につきましても、従業上の地位、呼称とのクロスが欲しいと思います。特に正規以外の従業者だけをとって、雇用契約期間の違いが見たいように思いますということです。

同様の御意見として、水野谷専門委員の方から、雇用契約期間及び更新回数については雇用形態のクロスがあるとよいのではないかと。特に非正規雇用者について関心があるので、入れるとすれば欄外になるのかどうか、どのような形になるのかという御質問がありました。

これにつきましても、雇用形態、呼称とクロスした雇用契約期間及び更新回数については集計する予定としてございます。

最後、水野谷専門委員から、労働力調査結果の利用状況ということです。

「5 国際比較のための利用」ということで、日本の労働時間統計につきまして、ILOやOECDに提供される統計が、厚労省の毎月勤労統計調査の場合があったように、確かOECDのEmployment Outlookの年間労働時間には毎勤が使われていたように記憶しております。日本の労働時間統計について、どの国際機関のどの統計集に毎勤が提供されているのか調べてほしいということでございます。

これにつきましては、御指摘のとおり、年間労働時間につきましては、日本では事業所側から捉えた毎月勤労統計調査の統計でOECDの方に現状では提供されている。

ILOの方における週間就業時間の方は労働力調査の結果が利用されていると認識しております。

ただ、今回の見直しで、世帯側からも年間労働時間が捉えられるようになりますので、今後国際機関の方に提供することは可能になるものと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明も踏まえまして、御意見、御質問ある方はどうぞお願いいたします。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 御説明は分かりましたので、ありがとうございます。

○津谷部会長 水野谷専門委員、いかがでしょうか。

○水野谷専門委員 私も質問させていただいたことを調べていただきまして、感謝と了解しましたということです。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○水野谷専門委員 既に質問した以外にも、あるかどうかだけ教えていただきたい集計事項があるのですけれども、よろしいですか。

○津谷部会長 もし、今すぐに御対応いただけるようでしたら、ここでお答えいただきまして、すぐにお答えいただけないようでしたら、次回に御報告いただくということで、どうぞ。

○水野谷専門委員 集計計画がすごくたくさんあって、理解し切れていないのでお聞きするのですけれども、今回、従業上の地位で有期雇用の有無が聞かれるということで、大きな前進だと思います。更に、有期雇用の人たちがその職場でどれぐらいの期間働いているかというか、就業期間とクロスされていたらとてもよいかと思ったのです。これは労調も就調もそうですが、現職を働き始めたのはいつかという質問項目があるので、そのクロスがもうあれば全然問題ないということで、そこら辺を教えていただければと思います。

○津谷部会長 有期雇用者の就業期間のクロスを取る計画があるのかどうかということでございます。統計局、御回答をお願いいたします。

○栗原室長 これは、今現在はそういったクロスは特になく思われますので、重要な集計だと思いますので、クロス集計を作成するように検討したいと思います。

○津谷部会長 現時点では計画はないけれども、前向きにクロス集計を行う方向で対応したいということでございます。よろしいでしょうか。

○水野谷専門委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 そのほか、御意見ございますでしょうか。

それでは、この件について、ほかに特に御意見はないようですので、御了承いただいたものといたします。

では、次に、今回の諮問のもう一つの柱でございます基幹統計の指定の変更、具体的に言いますと、名称の変更についての審議をさせていただきたいと思います。

それでは、資料5-1の審査メモに沿って「II 基幹統計の指定の変更」につきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの21ページ、中段以降「II 基幹統計の指定の変更」を御覧いただければと思います。

この基幹統計の指定の変更とは、最初の諮問の御説明のときにも若干触れましたが、いわゆる労働力調査及び就業構造基本調査につきましては、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるということで、今の統計法の考え方としては、いわゆる統計とそれを作成する手段である統計調査とは、概念上区分するということがございます。

こうしたことを踏まえまして、基幹統計調査である労働力調査及び就業構造基本調査の結果によって作成される基幹統計の名称を現行の〇〇調査というものから適切な名称、〇

○統計といったような形に変更することが計画されているところでございます。

基幹統計調査につきましては、その重要性から、報告者に対して報告義務を課すといったようなことがございますので、その結果により作成される基幹統計についても、他の統計と紛れのない適切な名称にする必要がある。具体的な案としては、諮問文の中でそれぞれ「労働力統計」、「就業構造基本統計」といった案を記載はしているところでございますが、最終的にどのような名称にすればいいかということ本部会で御審議いただきたい。

特に、労働力調査から作成される基幹統計につきましては、審査メモの 21 ページに表形式により、私どもの方で三つほど案を御提示させていただいています。

一つ目は、総務省労働力統計。

二つ目は、労働力調査統計。

三つ目は、労働力統計。

このような三つの名称であり、それぞれメリット、デメリットを簡単に表形式で整理しております。

御覧のとおり、最初の総務省労働力統計というものにつきましては、省名を冠するという事で、総務省が実施・公表している基幹統計ということは明示的に分かるというメリットがございますけれども、ただ、省名を冠するというケースは、基幹統計の中では皆無ではありませんが、余り多くない。少なくとも、総務省が作成している基幹統計の中で省名を冠しているというものは、今のところないということでもあります。

2 番目の労働力調査統計というのは、まさに文字どおり、労働力調査から得られた結果でつくられた統計だということが端的に分かるわけでありましてけれども、先ほど御説明したとおり、統計と作成する手段である統計調査を区分するという考え方からすると、やや考え方が徹底されないというところがございます。

3 番目の労働力統計というのは、基本的に就業状況や失業者、失業率といったものに関係する基幹統計であるということは端的に分かるかと思うのですが、ただ「労働力」という名称の概念が、捉え方にもよるものと思いますが、かなり幅広いのではないかとということで、必ずしも総務省が実施・公表している基幹統計と見られない可能性もあるのではないかとというメリット、デメリットがあるということでもあります。

こういったようなもの、あるいは他の視点も含めて、それぞれ適当な名称を御検討いただければと考えております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

基幹統計の名称の変更につきましては、今、御説明いただきましたように、統計審査官室から問題提起がなされております。

また、諮問では、労働力調査については「案」として「労働力統計」。

ちなみに 21 ページの一番下の表ですが、メリットのところの英語名は「Labor Force Statistics」ですね。

○栗原室長 はい。

○津谷部会長 すみません。

労働力調査については「案」として「労働力統計」。

就業構造基本調査については「案」として「就業構造基本統計」というものが示されております。

ただ、審査メモでは、この「労働力統計」のほか「総務省労働力統計」「労働力調査統計」といったような名称も示されております。

これを踏まえまして、御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

廣松委員、いかがでしょうか。

○廣松委員 審査メモで幾つか出していただいて、それぞれメリット、デメリットを記述していただいたわけですが、これまでのほかの統計調査と統計との関係とを考えると、やはり「労働力統計」、「就業構造基本統計」というものが一番素直ではないかという気がいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

白波瀬委員、いかがでしょうか。

○白波瀬委員 すみません、私の意見は違います。

労働力調査の統計ということで、私は「労働力調査統計」というものが素直なところではないかと思えます。「労働力統計」あるいは「就業構造基本統計」ということになると、少しニュアンスが違うような気がします。また、「労働力統計」とすると、労働力調査という特定調査の枠組みを超えて、労働力一般に関する統計という意味合いがでるのが私はデメリットではないかと思えます。したがって、あくまでも「労働力調査」を強調した方が、今までの労働力調査の歴史も考えると、よろしいのではないかと思えます。

以上です。

○津谷部会長 原専門委員、いかがでしょうか。

○原専門委員 私も白波瀬委員と同じ意見です。

これまでの経緯もございますので「調査」という単語が入っていると分かりやすいかなという気はします。

○津谷部会長 水野谷専門委員に御意見を伺いたいと思えます。

ただ、これは改正統計法で「統計」と、そしてその統計を作成する手段である「調査」は分けると法的にうたわれております。もちろんこれは時系列の統計調査ですので、そこから得られる統計は大事なのですけれども、これにはある程度法的な理由があるということがございます。

水野谷専門委員、いかがでしょうか。

○水野谷専門委員 確かにそうですね。

私は、今の話を聞くまで「労働力統計」でよいのではないかと思っていた。今、幾つか御意見が出てきましたが、「労働力統計」ですっきりしてよいのかなという、一個人的な印

象です。

○津谷部会長 ちょうど2対2に分かれておりまして、私がキャスティングボードを握っては申し訳ないのですが、私はすっかりと「労働力統計」としたほうが良いのではないかと思います。なぜかという、今までのほかの基幹統計調査の名称変更では、「調査」を「統計」に変更してきたわけです。「調査」と「統計」を分けて区別するという新統計法の趣旨から考えて、そのために今、名称の変更の審議をしているわけですので、私もこれは「調査」を「統計」に分けた方がスッキリするのではないかと思います。

何か私が決めてしまうようで誠に申し訳ないのですが、樋口委員長から、今まで「労調」だったのに、今度は「労統」になるのかと問われたのですけれども、まだ決まっておられませんとお返事しております。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 もう一度読んでみますと、文字どおり「労働力統計」というのは、就業構造基本調査による統計というのをも包括してしまうようなイメージが強くなってしまいまして、これをまた英語の「Labor Force Statistics」に訳すると、さらにかなり包括的な印象を受けます。

やはりそこは「調査」と「統計」を分けるという意味も分かりますし、法的にもそういう方向でということが決まったという事実も分かります。そこで、調査と統計をできるだけ対応させた方が望ましく、労働力統計ということになるとより包括的になり、かえって混乱するのではないかという懸念があります。

○津谷部会長 それでは、せっかく担当部局にもおいでいただいておりますので、この件につきましては、更に統計局と統計審査官室との間でお話を頂きまして、次回決めさせていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 では、次回の部会でまたお話をさせていただきたいと思います。

続きまして、労働力調査及び就業構造基本調査の前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。関係する資料は、第1回目の部会で配付されました資料5-3～5-6までです。

まず、資料5-4の労働力調査の前回答申、資料5-6の就業構造基本調査の前回答申を御覧いただけますでしょうか。前回答申のうち「今後の課題」の概要につきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、資料5-4の労働力調査の前回答申を御覧いただきたいと思います。

前回答申は、平成13年に旧統計審議会から出されているものでありますけれども、3ページの中段辺りに「2 今後の課題」がございまして、その中で課題が4点ほど掲げられております。

具体的には、御覧のとおりです。

1点目は特定調査票の結果の毎月公表の可能性についての検討、2点目は被調査経験の有無によって生ずる回答傾向の違いを踏まえた標本設計、推計方法等についての検討、3点目は特定調査票の調査結果による新たな指標開発、あるいはそのデータの多角的・機動的な利用についての検討、4点目は情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化についての検討というものです。

また、就業構造基本調査の方は、資料5-6でございます。

こちらは平成18年に、やはり旧統計審議会から出されているものでございます。5ページを御覧いただければと思います。

この中で課題が大きく2点掲げられております。

1点目は、ふだんの就業状態の捉え方についてということで、ユージュアル・ベースの調査事項とアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析等に基づき、いわゆるふだんの就業状態の捉え方について検討する必要があるということです。

2点目は、的確な調査事項の設定についてということで、居住地の移動の理由及び社会保険の加入状況といったものについて、これらの調査事項の周期化を含めて検討する必要があるということです。また「常雇」「臨時雇」「日雇」といったようなものについて、国勢調査や労働力調査との比較可能性を考慮しつつ、見直す方向で検討する必要があるということです。

この2点を指摘されているところでございます。

「今後の課題」の概要の御説明は、以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今御説明のありました「今後の課題」への対応状況につきましては、資料5-3、5-5に整理されておりますので、御覧いただければと思います。

今回の調査計画の変更の中で対応しているものもございますけれども、名称変更を除きまして、ひとまず一通りの審議を終えましたので、この点を踏まえまして、統計局からポイントを絞って御説明をお願いいたします。

○栗原室長 資料5-3の方から御説明いたします。

課題が4点あるのですが、1点目でございます。

特定調査票について、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータが蓄積された段階で、調査結果の毎月公表の可能性について検討することも含めて、調査事項、調査方法等調査全般について検討ということでございます。

今回の見直しにおきましては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえまして、非正規雇用者の把握の充実を図ることとして、「勤め先での呼称」を特定調査票から基礎調査票の方に移動することで、毎月公表化を実現したというところでございます。

調査事項につきましては、まさに今回御議論いただいているとおり、非正規に就いている理由を新しく追加したり、ワーク・ライフ・バランス関係の充実を図るなどということで、指標の改善を図ったところでございます。

なお、呼称以外の特定調査票の調査事項は、他にも色々ございますけれども、これらを全て毎月調査するという事は、やはり調査客体の記入負担、調査への協力という点も勘案すると、なかなか難しいのではないかとこのところでございます。本当に重要性が高いものは、呼称とかは今回毎月の方に持ってきているということでございます。

2点目、本調査結果の精度の一層の向上の観点から、被調査経験の有無によって生じる回答傾向の違いを踏まえて、標本設計、推計方法等について検討せよということでございます。

被調査経験の有無によって生じる回答傾向の違いということで書かれてございますが、被調査経験で何か違いが出るのかという辺り、1年目と2年目の調査世帯の別に就業状態の動きを見てみますと、1年目と2年目で動き事態ほぼ似通ってございます。ただ、2年目の方が労働力人口は減少して、非労働力人口が増えるという特徴は一つ見られるところでございます。

ただ、これにつきましては、1年経って、年数が増えることによって、年齢加算の影響で非労働力人口が増えているという面もあるかと思われまますので、必ずしも経験したか、していないかの違いによる差ということではないのかなと思っております。

結果の推計方法につきましては、国勢調査のベンチマーク人口を利用して、比推定ということで精度を高める工夫をしているところでございます。

標本設計につきましても、一つの調査世帯を1年目の2か月と2年目の2か月、計4か月調査して、最後の2年目2か月目の月に特定調査票を調査するという仕組みをとっているわけですが、このやり方につきましては、記入者負担にも配慮しながら、調査の正確性はできるだけ確保するためということで設けられているものでございますので、仕組みとしては安定していると考えているところでございます。

3点目でございます。

特定調査票が新設されたことで、世帯面から見た就業・不就業の状況について、四半期ごとに多角的な分析が可能となることから、新たな指標の開発や特定調査票の属性データの活用による分析とデータの多角的・機動的な利用について検討せよということでございます。

平成14年1月から特定調査票が新設されたことで、非労働力人口の非求職理由ですとか、就業希望、離職者の前職に関する事項とか、失業期間といったことが四半期ごとに把握できるようになったわけでございますけれども、それ以外に、いわゆる Discouraged worker、求職意欲喪失者といった概念に近似的な数値も四半期ごとに現在公表するように取組みをしているところでございますし、離職経験者の雇用形態の異動ですとか、完全失業者の失業期間に関する比較分析といったものもいろんな観点から分析を行って、ホームページ等で結果を広く周知、公表しているところでございます。

また、今回の見直しで雇用形態別雇用者数が四半期から毎月の把握が可能になりましたので、そういったものを使って、より詳細な分析ができるようになりますので、そういっ

た取組みの方も更に進めていきたいと思っております。

4点目でございます。

調査票の配布から結果の公表に至る調査の実施過程全般を見直して、情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化について検討することとということでございます。

近年、主に集計面において IT 技術を活用した業務の効率化を図ってございまして、集計を行っている統計センターの方で、統計調査集計システムの高度化・効率化といったことが図られてございまして、平成 21 年 1～3 月期の詳細集計結果から公表を早期化して、従前よりも 10 日ほど早く公表するよういたしましたということでございます。

なお、平成 8 年からホームページでの結果の提供も始めましたけれども、平成 20 年 4 月からは「e-Stat」という政府統計の総合窓口に移行して、データベース機能を付加するなど、より使いやすい統計データの提供を開始しているところでございます。

以上が労働力調査関連でございます。

次に、資料 5－5 で就業構造基本調査の関連でございます。

1 点目は、ふだんの就業状態の捉え方についてということです。

ふだんの就業状態については、本調査におけるユージュアル・ベースの就業状態の捉え方について、ユージュアル・ベースの調査事項とアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析に基づいて引き続き検討せよと。特に、就業状態の基準の在り方について検討する必要という御指摘があったわけでございます。

まず、このユージュアル・ベースの就業状態の捉え方につきまして、平成 19 年、前回の調査結果を用いまして、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析を行ってみました。

その結果、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースで就業状態が整合的でない者、つまり、就業構造基本調査では有業者なのに、アクチュアルの方で見ると非就業者であったり、就業構造基本調査では無業者なのに、アクチュアルの方では就業者ということで、そういった就業状態が安定していない者が一定数はいるということが判明いたしました。

したがって、アクチュアル方式、ユージュアル方式、両調査の方式の意味ですけれども、アクチュアル方式の方は、参照期間を 1 週間という短い範囲で、より客観的に就業状態を捉えることができるということで、就業状態の足元の動向、変化を見るのが適切でありますけれども、逆に言うと、月末 1 週間の状況に左右されるために、構造面の把握という観点からはやや安定しない面があるのかなと。したがって、ユージュアル方式の方は、参照期間が長いふだんの状態ということで捉えておりますので、就業状態の構造面を捉えるのに適切であるということが考えられるということで、それぞれ一定の意味を持った方式なのかなと考えております。

次に、ユージュアルの場合の基準の在り方でございます。こちらは前々回の部会でも検討されましたけれども、ふだんの就業状態がはっきり決められない場合には、便宜 1 年間に 30 日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」としていただきたいということで調査の

運用をしてございますが、これにつきましては時系列との関係などもございますので、あえてほかのものに変える必要性はないのではないかと認識をしてございます。

裏面に行きまして、2点目は、的確な調査事項の設定についてということです。

ここは近年の就業の実態をよりの確に捉えるために、調査事項の入れ替えや設問の仕方、選択肢の区分の見直しを検討する必要があるということでございます。

次回以降の調査においては、居住地の移動の理由及び社会保険の加入状況について、調査事項の周期化を含めて検討しなさいということ。

それから「従業上の地位」の選択肢のうち「常雇」、「臨時雇」、「日雇」については、多様化している有期労働契約の実態をよりの確に捉えるために、他調査との比較可能性を考慮しつつ、見直す方向で検討という指摘がされてございます。

まず、居住地の移動の理由につきましては、転勤とか離職、転職等による労働異動及び転居の実態を把握するために平成14年の調査時に導入したものでございまして、平成19年の調査のときには、報告者軽減の観点から、従来の1年前の居住地に戻したところでございますけれども、この課題での御指摘もありますので、今回、平成24年調査においては、再び取り入れたところでございます。

次に、社会保険の加入状況についてでございます。過去に雇用保険被保険者数などにつきまして世帯側の統計調査と業務統計との間で、結果数値の比較が行われたことがありますけれども、そのときにはかなり大きな乖離が見られたということがございます。

したがって、保険の加入状況を世帯側で調査するということは難しい面がある。どうしても世帯側の方が低目に出る傾向があるようでございますので、そこは慎重に考える必要があるかなというところでございます。

なお、今回の調査では、各人の受給状況を社会保険についても把握するために、収入の種類として、社会保障給付、年金・恩給、雇用保険といった区分を新たに設けたところでございます。

最後「従業上の地位」の選択肢でございましてけれども、これはまさに今回、御議論いただいたとおり、有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善ということで、従来の「常雇」、「臨時雇」、「日雇」に代えまして、具体的な雇用契約期間の質問という形に今回見直しを行ったところでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問のある方、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、この件につきましては、特に御意見、御質問はないようですので、御了承いただいたものとさせていただきます。

では、次は本日の最後の審議事項ですが、他の統計との関係でございます。

今回の部会の冒頭でも申し上げましたが、樋口統計委員会委員長の御発言を踏まえまして、他の統計との関係について審議をさせていただきたいと思えます。

具体的には、政府統計における「従業上の地位」の扱いや、厚生労働省における非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備でございます。

まず、政府統計における「従業上の地位」の扱いにつきまして、総務省統計審査官室の統計基準担当の高田統計審査官から御説明をお願いいたします。

○高田統計審査官 政策統括官室で統計分類を担当しております高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、労調、就調における「従業上の地位」の扱いがほかの統計と比べてどうかという御審議と理解してございますが、「従業上の地位」につきましては、公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画の中で御指摘いただいております、「従業上の地位」に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定するとさせていただきます。それで私どものところで検討してきたわけでございます。

本日は、まだ結論ということではございませんけれども、今までの整理状況ということ御説明させていただきます。資料4になります。

現在「従業上の地位」について調査を行っている基幹統計調査は、全体で22統計調査ございます。大きく分けまして世帯を対象とする統計調査と事業所を対象とする統計調査と分かります。更にその中で「従業上の地位」に関する扱いについてということで、我々の方でタイプ分けを行ったのが1ページ目の表でございます。

こちらを御覧いただきますと、世帯対象の調査でございますと、労働力調査と就業構造基本調査、若干調査票のつくりが違いますので、一応タイプA、Bということで二つに分けました。ほかの統計については、このどちらかにタイプ分けできるのかなと考えてございます。

一方、事業所対象の統計調査ということになりますと、ほとんどがその事業所でどういう活動をしているかということ調査なさる一環で、そこで従業者数がどれぐらいかということ調べてございますので、経済センサスでかなり代表できると考えてございます。

その中で、厚生労働省の賃金構造基本調査と毎月勤労統計調査については、賃金などをもう少し詳しく調べておりますので、少しタイプは違うかなということで整理をいたしまして、こちらの表を我々の方で作成したわけでございます。

もちろん、若干異なる部分はございますけれども、パターン分けということで、ある程度割り切らせていただいたという扱いでございます。

この五つを代表として選びまして、それぞれについて比較して見ましたというものが次ページ以降でございます。

2、3ページ目がそれぞれの五つの統計調査における分類でございます。細かい定義については、別添の資料に付けてございますけれども、見た目はかなり複雑な分類になっているようにも見えるかと思えます。

このままでは比較ができませんので、これをもう少し整理してみましたのが4ページ目以降でございます。先ほどの分類でも途中で枝分かれしてございましたけれども、分類の比較に当たりましては、今回、我々はまず、雇用者、役員、自営業主、家族従業者という大きな分類のところを「第1レベル」と名付けまして、まずそこで比較してみよう。

それより下の雇用者の内訳というものは「第2レベル」ということで、また別途比較しようと考えました。

まず「第1レベル」の比較でございますけれども、それぞれの統計調査でどこが大体相当するかということで整理したのが4ページの図でございます。

御覧いただきますと、下の「○」の方にも書いてございますが、そもそも賃金構造基本統計調査とか、毎月勤労統計調査は、その対象とする範囲自体狭いというところがございまして、それを除くとかなり対応がつけられるのかなと思っております。

ただ、用語が若干違うところがございまして、例えば労働力調査では「就業者」という言葉を使い、就業構造基本調査では「有業者」などという言葉を使っております。

それは4ページ目の下の方に書きましたけれども、アクチュアル・ベースで捉えるか、ユージュアル・ベースで捉えるか、あるいは5ページ目に行きまして、経済センサスですと事業所を対象に、そこで働いている人というふうにつまみ、若干違うので、若干違う用語を使っているというところがあるかと思っております。

また、用語の違いということでございまして、実は左の三つ、労調、就調、経済センサスでは「雇用者」という言葉を使っておるのでございまして、賃構、毎勤では「労働者」という言葉をお使いになっているという違いがございまして。

これを色々調べてみますと、厚生労働省の賃構、毎勤につきましては、労働基準法で「労働者」という定義がございまして、これを対象に調べておることがございまして、なかなか言葉を一緒にするのは難しいかなと考えてございまして。ただ、かなりの対応はつくのかと考えてございまして。

6ページは、第2レベル、先ほど申し上げました雇用者の内訳の分類でございます。

これは、実は図で見るとかなり複雑だったわけでございますけれども、そもそも視点が三つあるのではないかということがございまして、①雇用契約（期間）による分類、②職場における呼称による分類、③労働時間による分類という三つの視点の分類があるということで、それぞれ分類してみたものが6ページの図でございます。

それぞれにつきまして、また詳細に先ほどと同じような図示ということで比較をしてみましたのが7ページ以降でございます。

こちらを御覧いただきますと、まず①雇用契約（期間）による分類でございます。細かい、粗いの差はございまして、横を見ていただくとかなり対応がつけられるのかなと思っております。

ただ1点、違いがございまして、労調、就調のところ、図の下の方で点線を引いてあるところでございますけれども、これが雇用契約期間1か月のところで引いた線です。労

調、就調では1か月のところで線を引いてございますが、一方、経済センサス以下の三つの事業所対象調査では、ここの線が若干違ひまして、7ページの下から3行目の「ウ」になるのですが、調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人というのが、上の常用労働者、常用雇用者の方に入れるという整理になってございます。

なぜこういう定義になっているかといいますと、これは雇用保険法でそういう定義がございまして、こういう区分でデータを把握するという事になっているようでございます。

一方、労働力調査でこういう定義で調査できるかという事、なかなか世帯に対してそういう事をお聞きするというのも難しいということがございまして、単純に雇用契約期間1か月で線を引いているということでございます。これが①です。

次に、②呼称による分類でございます。

これは基本的に労調、就調でおやりになっているわけでございますが、こちらについては、このようなある程度きれいな対応表がつけられるのかなと思っております。もちろん、細かい、粗いの差はございますけれども、大体対応はつくのかなと理解してございます。

ざっと駆け足で申し訳ございませんけれども、③労働時間による分類はどうなっているかということが9ページでございます。

こちらにつきましては、実は賃構、毎勤の方では「短時間労働者」あるいは「パートタイム労働者」という区分を設けてございまして、この定義が9ページ目の真ん中辺りに書いてございます。同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い、または、1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ないということで、総体的に見て一般の労働者と比べて労働時間が少ないというものでございます。実は、いわゆるパートタイム労働法というものがございまして、そこにおけるパートタイマーの定義がこういうふうになってございまして、厚生労働省さんではそういうものを捉えていることになってございます。

一方、労調、就調におきましては、なかなか他人と比べてというものは調査しにくいということもございまして「従業上の地位」ということではございませんけれども、実際に1週間何時間働きましたかということ調査しておられまして、それに依じていろんな統計表をつくっておられるということでございます。

以上、駆け足で五つの調査の比較を申し上げましたけれども、きちんと整理すれば、かなりの部分是对应をつけられるのかなと思っております。ただ、先ほど申し上げました幾つかの差異がございまして、そもそも分類の視点が違うというものもございまして、細かいところで差異はございまして、それは世帯対象調査と事業所対象調査の違いでございまして、あとは調査目的の違いというものもございまして、細かいところはなかなか合わせるのが困難ではないかと今のところ私どもは考えているところでございます。

最後に、10ページでございまして、海外の事例について簡単に調べてみましたので、紹介させていただきます。

(1)「従業上の地位」に係る国際分類でございます。

これはILOの方で決めている、ICSEと呼んでいるものがございます、ゴシック体で書いてあるところに、このICSEの分類項目を挙げました。①～⑥まであって、実はこれだけしかありません。非常に簡単なものがございます。

これは先ほど申し上げた我が国の分類で言うとうどうなるかといいますと、先ほど御説明した第1レベルにはほぼ相当するものかなと思いますし、我が国の分類、このICSEの分類を行った後で更に細かく分けているということがございますので、ICSEに沿った形となるかと思えます。

また、国際基準だけではなく、主要諸外国、アメリカ、イギリス、カナダではどうかということになりますと、諸外国は実はやはり粗いのです。ICSEと同じレベルか、あるいはこれより粗いところも実はございます。余り細かく分けているところはございません。

ただ「従業上の地位」とは別に、先ほどの労調、就調と同じように、1週間の労働時間を調査して、それについてパートタイムかどうかというものを表章したり、また、仕事の期間が有期か無期かという表章を行っているところもございます。

ただ、今回色々議論になった非正規雇用はどうかということにつきましては、なかなか諸外国でそういう非正規雇用というものを項目として確立させていないのではないかと、それが一般的であると考えてございます。

以上、簡単に今までの我々の整理の状況を申し上げます。

最後、11 ページ目「4 まとめ」ということで書きましたけれども、今後、私どもの方で統計基準化の可否ということで検討するわけでございますが、その時の論点ということで、簡単に五つ挙げさせていただきました。

ざっと御説明いたしますと、(1)そもそも世帯系と事業所系で分類が違っているということについてどう考えるか。

(2) 経済センサスの方が毎勤や賃構よりも粗い分類になってございますけれども、センサスでどこまで細かく取れるかという話。

(3) 先ほども少し申し上げましたけれども、分類は結構似通っている部分があるかと思いますが、細かい用語や細かい定義には違うところがある。それは統計調査の対象や目的を考えるとやむを得ない部分があるのではないかと。

(4)「従業上の地位」に係る分類の第2レベルは、三つの視点がございます。これはなかなか統一というわけにもいかないだろうと。それぞれの視点があるということを踏まえて考えなければいけないのではないかと。

(5)「従業上の地位」というものは、かなり社会の変化に応じて変わるところがあると思います。それこそ週間就業時間、どこで区切るかというものもかなり変わります。変に基準化をすると、かえって社会の実態を表さなくなる懸念というものがあるのではないかと。それについても十分考えていかなければいけないと考えてございます。

以上、非常に駆け足で申し上げますけれども、統計基準化ということにつきましては、

本日は決して結論を出すつもりはございませんので、本日のこの場にも限らず、適宜の形で御意見を頂ければ幸いです。

私からは以上でございます。

○津谷部会長 高田審査官、ありがとうございました。

今のような御説明も踏まえまして、御意見、御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

水野谷専門委員、何か御意見、御質問おありになりますでしょうか。

○水野谷専門委員 ありがとうございます。

今のまとめのところでお聞きしたいと思います。(4)のところ、三つの異なる視点による分類があるということで、あと、お礼を言いたいのですけれども、こういうふうに整理していただいたこと、やりたいなと思っていてやれなかったのも、ありがたいということなのですが、三つの異なる視点があるということの整理で私もそう思っていますし、それぞれ視点が異なるので大切だと思うのですが、これは視点を踏まえて検討する必要があるというのは、この三つのそれぞれのものが必要であるということの意味していると思っておりますのでよろしいのでしょうかという質問です。

○津谷部会長 高田審査官、どうぞ。

○高田統計審査官 今回、我々から結論をお示しするという事ではないということで、若干もやもやした書き方になってしまったかもしれないのですけれども、我々としては、この三つの視点がそれぞれあって、その三つをクロスすることによって色々な分析もできる。統計基準化ということになりますと、1本にせよということになるかと思っておりますので、それはかえってよくないのではないかという趣旨でございます。

○津谷部会長 水野谷専門委員、よろしいでしょうか。

○水野谷専門委員 はい。

○津谷部会長 そのほか、御意見がございましたらお願いいたします。

水野谷専門委員、どうぞ。

○水野谷専門委員 そうしたら、本当に一意見ということで、個人的に私だけが思っていることかもしれないのですけれども、まず、おっしゃるとおり三つがあって、それをクロスさせることによって、今回非正規雇用の把握ということでは、これが効いていると思うので、私もこの三つはそれぞれ必要だと思っています。

思っている上で、これは無いものねだりの的なことがあるのですけれども、幾つか気になっていることがあります。

一つは、三つのうちの二つ目の呼称の分類については、やはり雇用関係とかも複雑になってきますし、そこで呼ばれている呼称で捉えるということについても大分回答者も混乱するとかがあると思っておりますし、例えば派遣会社などでアルバイトと呼ばれているということもありますので、そういう意味では、世帯調査で調べるということでは、呼称で捉えるということで、まずは良いと思うのですが、今後の課題としては、そこら辺、呼称で捉え

ることの難しさというのがまだあるのではないかということ。

もう一つは、三つのうちの一つ目の雇用期間のところです。これは書き方の注意を喚起すれば良いと思うのですが、短期で有期雇用を自動的に何回も何回も更新していくということが結構あるように聞いていますので、そういう人たちが、おそらくないと思うのですが、私は有期ではなくて、無期ですと雇われていると勘違いがよもやないように、そういう配慮があったらよいのではないかというぐらゐの意見でございます。

○津谷部会長 御意見ということですか。

高田統計審査官、何かございますか。よろしいですか。

○高田統計審査官 ご意見ありがとうございました。

○津谷部会長 分かりました。

もしそのほか御意見がございましたらお願いいたします。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 とても面白い比較だったと思います。

第2レベルの比較は三つの視点によって分類がなされているのですが、もし今後、将来的に検討されるのであれば、もう一つ加えていただきたい四つ目の視点がございます。非正規の場合、直接雇用か間接雇用かという切り口も大事だということです。雇用契約期間という縛りは共通ではあるものの、やはり間接雇用の派遣労働者の方が雇用の不安定性が高いということがございます。そして、賃金センサス等の事業所調査で派遣労働者の賃金等の就業状況が十分に調べられているのか。直接雇用との限定ではなかったか。間接雇用の場合、調査実施上の限界があるわけですが、将来的には、間接雇用についてもさらに目配りをした設計を考えていただければありがたいなと思いました。感想です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

廣松委員、いかがでしょうか。

○廣松委員 大変興味深い資料をありがとうございました。

最初に統計審査官の方から説明がありましたけれども、やはり私は世帯を対象とした調査の場合と、事業所を対象とした調査のものとは質的に違うように思います。

今回のこの部会の中では、当然世帯を対象とした範囲に閉じた議論だと思いますが、それをもう少し統計基準とかという広い観点からすると、当然ここにありますような比較が必要だと思います。

先ほどの御説明で、世帯を対象としたものに関しては、大体比較可能というか、もちろん少し組み替えなければいけないようなところがあるかと思いますが、その意味で、確かにこの雇用形態というか、「従業上の地位」の問題に関しては、これまでもたびたび指摘されてきたわけですが、私は大体ある方向性は見えてきたかなという印象を持ちました。

ただ、事業所の方はまた別の議論が必要だろうと思いますので、取りあえず今日、御説明いただいた中で、世帯を対象とした統計調査に関しては、ほぼ基本形はできたかなと思

います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

白波瀬委員、いかがでしょうか。

○白波瀬委員 大変有益な資料をありがとうございます。

整理もできて、私も特に意見はありません。

○津谷部会長 ありがとうございます。

一応、これは10月の統計委員会で諮問されましたときに、樋口委員長の御発言がありましたものですから、ほかの統計との関係について整理をしていただいたということです。将来に対しての御要望がありましたけれども、今回は労調も就調も世帯を対象とした調査であるということで、同一、もしくは類似した、そしてコンパラブルな統計情報が得られるということで、これで特にそのほか御意見なしということで御了承いただいたとさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

続きまして、非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備につきまして、厚生労働大臣官房統計情報部の南雇用統計課長から御説明をお願いいたします。

○南雇用統計課長 厚生労働省の統計情報部の南でございます。

今日はこういった時間を取っていただきまして、本当にありがとうございます。

資料5に基づきまして、御説明を申し上げたいと思います。

2枚目に、今までの審議経過が抜粋で掲載されておりますように、非正規統計の整備に関しましては、基本計画の中で平成24年度までの調査開始に向けて、調査内容や実施時期等について検討することとされており、厚生労働省内でも関係部局で会合を行いまして、まず、非正規労働者に関して既存の統計調査で把握されている事項について整理を行ったところでございます。

下線部分にあるような形で検討を行ったわけですが、その中で非正規労働をどのように捉えるかについて整理したところ、政策的なニーズや統計調査として把握可能な客観的な基準として、雇用契約が有期か無期かという区分、労働時間がフルタイムか短時間労働かという区分、雇用形態が直接雇用か間接雇用かという三つの軸で把握するようなことで考えるべきではないかと省内での議論としてはなったわけでございます。

既存の統計調査で把握しているものを整理させていただきますと、今回御審議になっている世帯調査における労働者数の把握としては労働力調査がございまして、賃金、労働時間におきましては、私どもの賃金構造基本統計調査で把握されておりますけれども、それ以外の項目についてどういった形で把握しようかということで検討したわけでございます。まずは新たな調査を実施するという事は、私どもの予算の問題とか、人員の点でかなり難しいということもございまして、既存で行っている調査、統計の中でどういった形で調査すればいいのかということで検討を行ったところでございます。

1枚目の上の方に「雇用構造調査」と書いてありますが、私どもでは、非正規労働に絡む統計調査として雇用構造調査というものがございます。これは毎年テーマが変わりまして、今年であればパートタイムの労働者総合実態調査、昨年であれば就業形態の多様化に関する総合実態調査という形で、テーマについては、大体4～5年ぐらいの周期で実施しているものでございますけれども、こういった雇用構造調査の中では、非正規労働を対象とするテーマとしたものが多いもので、この調査の中で継続的に非正規に関して毎年把握すべき項目、テーマに応じて調べる項目についてどういうふうに分けたらいいのかということを検討したところでございます。

現在、毎年把握していききたい項目としましては、1枚目の下のところでございますけれども、そういったイメージで今、考えておるところでございます。主要な事業の内容とか、企業規模とか、従業員の常用労働者数、これはまさにフェースシートでございますが、その下の段の表で三つの軸ということで、まず、事業所における労働者数を大きく直接雇用と間接雇用に分けています。間接雇用は派遣労働者数で、直接雇用については、雇用期間の定めの有無別に分けて、それぞれを一般労働者と短時間労働者に分けて取っていききたい。これはテーマに関わらず、毎年把握することにしていききたいと考えているところでございます。

また、それ以外の項目、業務内容とかがございますけれども、それはテーマごとに検討して作成する調査票、これは毎年テーマが変わるものですので、必ずしも盛り込めるかどうかということはあるわけでございますが、盛り込めるときに取り込んでいききたいと考えています。

非正規労働の実態を把握するに当たりましては、制度面での見直し。非正規を取り巻く環境変化なども意識する必要があると考えておりますけれども、雇用構造調査の中では、この事業所調査だけではなくて、テーマに応じては個人調査もやっているところでございまして、個人調査の中で派遣労働者の方も含めた非正規労働の就労の実態状況や意識、賃金などを把握していききたいと考えているところでございます。

今回の労調と就調の検討に関しましては、昨年、雇用失業統計研究会の中で検討が行われたわけでございますけれども、厚生労働省としましては、研究会に委員ないしオブザーバーという形で参加させていただいて、調査票の意見も提出させていただいたところでございます。

我が方からの要望といたしましては、雇用契約の有無とか、雇用契約期間の把握とか、不本意就業の別の把握などを出させていただいて、検討をしていただいて、今回、雇用契約の有無とか、雇用契約期間などが取り入れられたところでございます。

最後の3枚目のところには、参考として、昨年行った総合実態調査の概要ということで、調査の概要を載せておりますけれども、毎年の調査の対象の規模といたしましては、規模5人以上の主要16大産業ということで、調査の対象とする調査の範囲は同じでやっていききたいと思っておりますので、こういった形でフェースシートの中で毎年調査する項目を取

れば、毎年継続的に非正規なり、こういった区分での労働者数の割合が整備されていくのではないかと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

廣松委員、もしおありになりましたらお願いいたします。

○廣松委員 大変貴重な資料をありがとうございました。

単純な質問ですが、1ページの今後毎年継続的に調査する事項のイメージのところ少し分からなかったのは、これは事業所対象ですね。

○南雇用統計課長 そうです。事業所対象です。

○廣松委員 そうすると、真ん中に「企業規模」とあるのですが、これはその事業所が属している企業に関して問うということですか。

○南雇用統計課長 そういうことです。

○廣松委員 事業所そのものの規模は、別途把握するのですか。

○南雇用統計課長 その下の事業所の常用労働者数の欄で、常用労働者数の事業所の規模を把握するということになります。場合によっては、企業規模におけるいろんな制度の違いとかが労働法制上ありますので、その状況も取りたいため、企業規模は必ず入れるようにはしています。事業所の労働者数とともに、企業の規模も私どもの調査では把握しているところでございます。

○廣松委員 なるほど。

企業規模ということですが、これは5人以下とか、4人以下の事業所は足切りですか。

○南雇用統計課長 そうですね。一応事業所規模は5人以上を調査対象としております。

1から4人の事業所はなかなか把握しにくいものですから、一応5人以上を調査対象としていますので、当然企業規模も5人以上になるということでございます。

○廣松委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

○廣松委員 はい。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 すみません、今おっしゃったことと関連して、難しいのは分かるのですが、非正規雇用ということになりますと、5人未満のところでは何が起きているかというのが重要であるものの実はそこが見えていない、ということが本当のところだと思います。ですから5人未満の事業所規模における非正規に関する統計が欲しいという要望は、多分潜在的にあると思うのですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○津谷部会長 どうぞ。

○南雇用統計課長 1から4人の事業所の把握はかなり厳しいものですから、こういった事業所系統の調査では少し難しいかなと思っています。

ただ、1から4人で唯一やっているのは、毎勤の特別調査がございませけれども、それらの方で賃金ですが、4人以下事業所の労働者を調査していますので、それが唯一の1から4人の調査ということになります。特に1から4人ですと小規模ですので、調査員調査という形で実施していかないと難しいのかなと思っています。私どもの厚生労働省として、下に労働局とか、厚生局とかがあるのですけれども、その系統だと、なかなか調査するのが現実難しい状況がございまして、各都道府県統計主管課を經由して調査を実施させていただいているというところで、毎勤の5から29人も調査員調査でやらせていただいています。そういった形でできるものが毎勤の特別調査の1から4人だけかなと思っており、情報量としては少ないかもしれませんが、出させていただいているということでございます。

ちなみに、今年実施した毎勤特別調査が今日14時に発表になりましたので、後で御覧いただければありがたいと思います。

○津谷部会長 この例で示していただいた「就業形態の多様化に関する総合実態調査」は郵送の調査で、特に非常に事業所規模の小さいところは、調査員調査となると莫大な費用がかかってくるということで、調査対象とするのはかなり難しいというお答えだったかと思えます。

そのほか御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

原専門委員、いかがでございませうか。

○原専門委員 貴重な資料をありがとうございました。

特に意見や質問はございませぬ。ありがとうございました。

○津谷部会長 水野谷専門委員はいかがでございませうか。

○水野谷専門委員 こういう毎年継続的に入るということで、新しいことでよいなと思えました。

もし御存じでしたら、これは事業所の方でよいのですけれども、「就業形態の多様化に関する総合実態調査」の方は個人票もあって、幾つかテーマ別6年間のテーマで、個人票も結構あると思うのですが、そこで非正規に関わって何か変わるような点というのがあるのでしたら、教えていただければと思います。

○津谷部会長 もし思い出されたらということで、労働者の個人調査の方で、もし目につく変化などがあればということですが。

○南雇用統計課長 すみませぬ。即座にお答えしかねるところでございませぬ。

○津谷部会長 わかりました。

そのほか御質問、御意見がございませぬでしょうか。

金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 1点だけ確認というか、教えてほしいのですが、今後、雇用構造調査で毎

年継続的に調査する事項のイメージということで、資料を御提示いただいているのですが、この一般労働者、短時間労働者という区分は、あくまでも常用労働者の中の区分ですね。

臨時雇用者は含まれない、端的に言えば、日雇は入らないという理解でいいのですか。

○南雇用統計課長　そうです。今のところ、常用労働者数で考えておりますが、日雇の方が確かに問題になってくるかなと思っておりますので、もう少し中身の調査票をこれから具体的に検討していきますので、その中で範囲については、もう少し検討させていただきたいと思っております。

○津谷部会長　よろしいでしょうか。

そのほか、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これにつきましても、そのほか特に御意見がないようですので、御了承ということで納めさせていただきたいと思っております。

部会の時間が長くなるのではないかと感じておりましたけれども、皆様のご協力のおかげで若干延びただけとなりました。本日の審議はここまでで終了させていただきたいと思っております。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員　では、最後に一言だけ。

元に戻って恐縮ですが、これは質問です。結果表章のところ、特に就調で都道府県内のブロックに関して集計もしていただくと。そのことは大変有意義だと思うのですが、言葉遣いなのですが、実は別の調査のところと同じようなことを議論したときに、ブロックという言葉が全国を通常幾つか7ブロックとか8ブロックに分けるものと誤解されるのではないかというので、実は有体に言いますと、全国物価統計調査ですが、そのときには「経済圏」という言葉を遣ったのです。

この就調に関しては、都道府県内ブロックという言葉はずっと遣われるのか、もしほかの調査との関係で「経済圏」という言葉を遣うか、あるいは更に多分ユーザーとしては、同じブロック、ここで言う都道府県内ブロックも経済圏にしても、ほかの調査というか、この就調と例えば全国物価統計調査と同じになっている方が使いやすいと思うのです。その辺のことを希望として申し上げておきたい。

先ほど言い忘れたものですから、追加です。

○津谷部会長　ありがとうございます。

今回、新しく集計を予定しております都道府県内ブロックの「ブロック」という呼び方は誤解を招く可能性があるのではないかということで、ほかの調査ではどういうふうに名称をつけているのか。また、本当に同じような地域的な区分なのかということも含めて、地域的区分が違うものと同じ名前をかぶせてしまいますと、また逆の意味で誤解が生じます。この点について、何かコメントございますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○佐藤企画官　そもそもこちらの都道府県内のブロックの発想は、今、廣松委員から御指摘がありましたように、全国物価統計調査、あとは全国消費実態調査の方で「県内経済圏」という名称で呼んでいたと思うのですけれども、そちらを意識したものでございます。

これだけの大きなサンプルでありながら、都道府県1本の表章、または政令市、県庁所在市だけの表章でございまして、都道府県へ出向中に分析を私もやったことがあるのですが、それで見ますと、やはり県独自の雇用政策を打つためには、その中でも行政区画の中で幾つかのブロックに分けた分析が大変必要だということを認識しておりましたので、このようなブロック別の集計ということを提唱したわけでございます。

名称については、ほかの統計調査と、もし同じような区画（ブロック）であれば、名称は合わせるような形になろうかと思えます。ただ、都道府県それぞれお持ちのブロックがございまして、これが大変重要だと思っておりますので、各都道府県とよく連携を取りながら、そのブロック分けについては決めていきたいと思っております。

○津谷部会長　廣松委員、このお答えでよろしいでしょうか。

○廣松委員　結構です。

○津谷部会長　では、本日は予定の時間を若干超過しております。本当にありがとうございました。効率的な審議をしていただき、お礼を申し上げたいと思えます。

今回は最後の部会ですが、統計の名称の名称について、特に労働力調査統計とするのか、労働力統計にするのかということについて審議し、最終決定をするということでございます。これにつきましては、統計局と統計審査官室の間で少しお話をさせていただければと思います。

それでは、次回の部会につきまして、金子調査官から御連絡をお願いいたします。

○金子調査官　次回の部会につきましては、来年の1月10日火曜日の15時半から、本日より同じこちらの会議室で開催予定であります。

ただ今、部会長から御説明がありましたとおり、今回は最後の部会となりますので、先ほどの統計の名称以外は、いわゆる答申案の御審議をしていただく予定であります。

答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえまして、部会長の御指示を仰ぎながら、私どもの方で作成したいと考えております。もちろん、作成した答申案につきましては、委員、専門委員の皆様にも、事前にメールでお送りさせていただきたいと思えます。具体的に送付する時期は微妙なところがございまして、一応の目標としては、12月22日木曜日を目途にお送りできればと考えております。

それから、これまでと同様、本日お配りしている資料でございまして、基本的に必要なもののみお持ち帰りいただきまして、ここに置いていただいてもよろしいというものは机の上に残しておいていただければ結構です。私どもの方で保管しまして、次回の部会で席上に御準備いたします。したがって、お持ち帰りいただいた資料については、必ず次回の部会に御持参いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。

本日の部会の結果の概要は、前回の部会の結果の概要と合わせまして、来週 12 月 16 日 金曜日に開催が予定されております統計委員会で、私から報告することになっております。

なお、部会の結果概要につきましては、事務局から事前に御照会いたしますので、御対応のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。長時間の御審議、ありがとうございました。